

公益財団法人さいたま市産業創造財団
さいたま市副業人材活用推進補助金

実施要領

令和8年6月

公益財団法人さいたま市産業創造財団

1. 本事業について

<目的>

「さいたま市副業人材活用推進補助金（以下、本事業）」は、さいたま市内の中小企業及び中堅企業が自社に顕在した課題への取り組みにおいて、既存業務からの人員割り当てが困難な人手不足・スキル不足などにより課題に着手できない状況にある企業に対し、副業人材を活用した課題解決にかかる経費の一部を財団が補助することでこれを支援し、社外人材の柔軟な活用を社風に取り入れることで、企業課題の積極的な解決を図る支援を目的としています。

<背景と課題>

近年、中小企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、採用難の深刻化や人材の流動化が進んでいます。多くの企業が新規・中途採用や派遣人材の活用で対応を図っていますが、これだけでは、事業継続・発展に不可欠な特定の専門スキルを持つ人材の確保や、新たな事業課題への対応が困難な状況となり、ビジネスチャンスを逸することも懸念されます。このような人材不足やスキル不足は事業推進の妨げとなり、本来取り組むべき課題への着手が遅れるケースも見られます。

こうした人材の課題を解決する一手段として中小企業の皆様が副業人材を効果的に活用し、着手できなかった課題を解決することで企業成長へ繋がります。

<事業の概要>

本事業は市内中小企業・中堅企業が直接雇用を除き、誰もが利用できるオープンプラットフォームの副業人材マッチングサービスを用いた副業人材を自社課題の解決に資する活用について、事業費を一部補助します。

補助の対象となる事業は課題に対して対応出来るスキルを保有した副業人材を活用するものとし、特別な知識や技能、複雑な判断力を必要とせず、誰にでもできる反復的な作業を中心とする単純作業の申請は対象外となります。

2. 事業内容

(1) 応募要件

次の条件を満たすことのできる企業等とします。

- ・申請者はさいたま市内に本社、または事業所※を保有する中小企業・中堅企業

※さいたま市外に本社を構えさいたま市内に事業所を保有している企業からの申請には、WEBサイトやパンフレットなどさいたま市内の事業所を明記してある資料、または登記簿や印鑑証明書などさいたま市内に登記等が確認できる資料が必要です。

(2) 事業期間

採択の決定通知日から令和9年1月末日まで ※副業人材マッチングサービス（登録人材紹介事業者）への支払いは令和9年1月末日締め・令和9年2月末日払いまでとします。

(3) 採択件数、金額、補助率

採択件数 10件程度 補助上限額28万8000円

補助率 中小企業者等：1ヶ月あたり最大9万6000円または使用料の40%の低い方いずれか（最長3ヶ月まで）

※申請後、副業人材マッチングサービスの契約日を基準として採択件数を計上します。採択が他企業と重複している場合、先行して契約を締結した企業から交付を決定するため、採択となっても必ずご利用いただけるとは限りません。採択後は速やかな契約をお願いいたします。

※採択された企業が本補助金の活用後、別の副業人材の活用を目的とした申請も最大2回まで可とします。ただし、同一の副業人材活用は申請の対象外となります。

(4) 応募内容

現在の課題に対してどのようなことが出来る副業人材を活用したいかご記入下さい。現場課題を具体化・明文化する申請も対象です。「未経験者」「簡単な作業」「軽労働」などの業務や、応募内容に記載した副業人材の活用内容が不明確な場合、申請を受理できない場合があります。

3. プロジェクト選定方法

(1) 公募及び選定方法

財団のホームページを通じて公募します。

(2) 公募期間

令和8年6月1日（月）～令和8年11月30日（月）または予算終了まで

※予算終了の場合、11月30日を待たず前倒しで受け付け終了となります。

(3) 選定方法

選定は申請の内容について随時書類審査を実施します。

<審査項目>

① 課題に対して求める副業人材の適切さ

・どのような課題があり、何故副業人材を活用して解決したいかご記入下さい。

② 期待している副業人材のスキル

・どのようなスキルを持った副業人材を活用したいかご記入下さい。

③ 副業人材に期待していること

・副業人材の活用についてどのような印象をお持ちかご記入下さい。

(4) 通知

審査結果（採択又は不採択）について、後日、財団から申請者あてに通知します。

(5) その他

- ① 提出された書類はお返ししません。
- ② 選定の途中経過に関するお問い合わせには一切応じません。
- ③ 選定結果、不採択になることがあります。
- ④ 交付決定後、申請内容に大幅な変更が生じる場合は所定の様式にて速やかに届け出を行う必要があります。
- ⑤ 交付の決定の際に通知する交付額は、交付申請額と異なる（減額）場合があります。
- ⑥ 交付決定の際の通知する交付額は、補助金交付の上限を示すものであり、事業完了後に、事業の実施状況に応じて補助金交付額が確定されます。
- ⑦ 補助事業者には補助事業終了後、財団が実施する効果測定、及び実施成果についてのセミナー講演等に協力いただく場合があります。
- ⑧ 本事業の終了後における継続状況について、市財団が行うフォローアップ調査にご協力いただきます。
- ⑨ 本事業は、事業実施中並びに事業実施後において、自らの取組の内容や成果、また本事業を活用した波及的な取組等について、社会へ向け積極的なPRを行っていただきます。
- ⑩ さいたま市の共創事例の公表にあたり、必要性に応じて意見照会や、本事業の状況等の聴取、及び事業の現地視察等を実施する場合があります。その際にはご協力いただきます。
- ⑪ 事業計画の内容について公表することはありませんが、採択／不採択問わず関東経済産業局（経済産業省）または中小機構（中小企業庁）が行う共創支援事業について、申請者へ確認の上、取り次ぎを行う場合があります。

4. 補助対象経費

(1) 対象経費

(1) 事業費

① 副業人材マッチングサービス利用費

- ・副業人材マッチングサービスを提供する事業者を支払う費用

1ヶ月あたり9万6000円または支払い額の40%いずれか低い額（最大3ヶ月）

※管理費（間接経費）および上記以外の計上はできません。

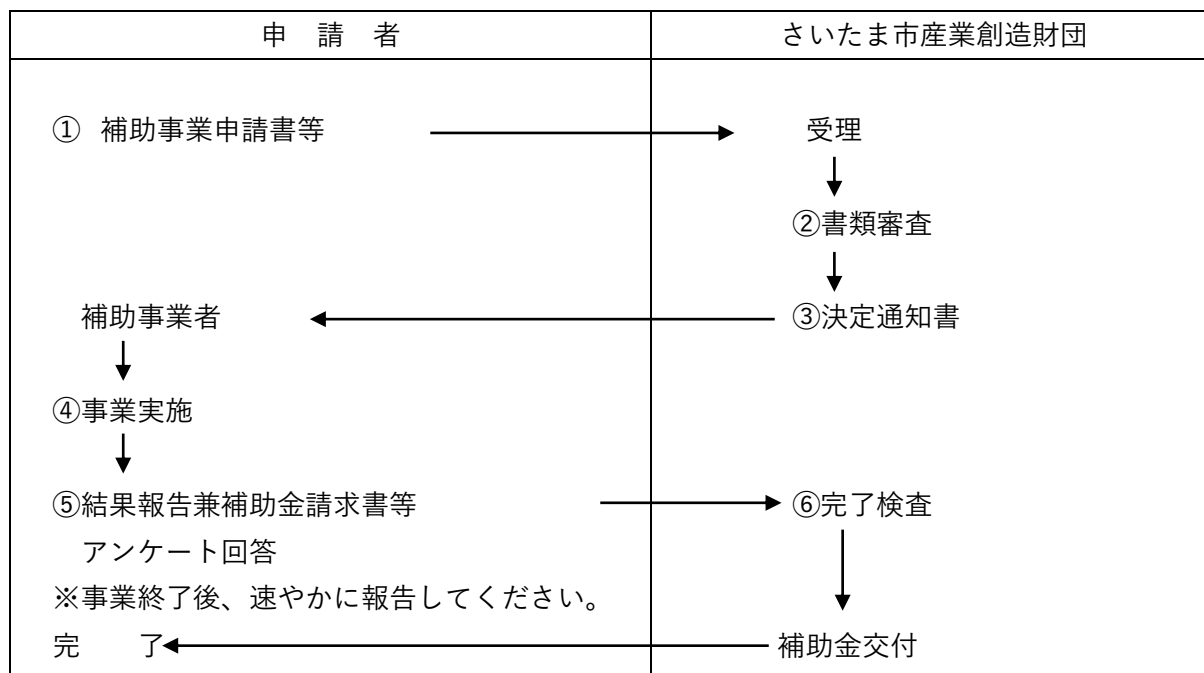
(2) 事業報告

本事業実施期間中は進捗状況確認のため、マッチングの面談や副業受け入れ日の立ち会い、またはオンラインによる参加を実施することがあります。

事業終了後、アンケートへのご回答をお願いします。

5. 制度等の概要

(1) 制度の流れ



- ① 「申請企業（補助事業者）」は、作成した申請書を財団に提出します。
- ② 財団における審査委員会において、審査を行います。
- ③ 審査委員会の委員の意見を参考に選考し、採択・不採択を決定します。
- ④ 採択となった場合、決定通知書の発行日以降より事業を開始することができます。
- ⑤ 事業終了後、報告書及び請求書と証憑類を財団宛へ送付します。
- ⑥ 財団は完了検査を行い、額の確定後に補助金を指定の口座へ振込みます。

(2) 支払いの確認

事業終了後1ヶ月以内に結果報告書兼請求書をご提出ください。提出の際は、請求書（写）と領収書（写）を添付してください。

※ 金融機関からの振込の場合、入出金明細照会またはファームバンキングの明細を印刷して下さい。

(3) 経費の支払方法

事業に係る経費の支払いは、金融機関・郵便局からの振込払いを原則とします。ただし、クレジットカード、現金による支払いについては、以下の条件がすべて満たされれば補助金対象経費とすることができます。

【クレジットカード決済】

- ① 利用日が交付決定日から令和9年1月末日までの間であること。
- ② 代金の引き落としが令和9年2月28日までに行われ、カード会社からの通知書及び預金通帳等で引き落としの確認が可能であること。
- ③ 法人カードの使用であること。
- ④ ポイント等が発生した場合、ポイント分を差し引いて精算しますのでご注意ください。
(ポイントが付与されない・キャッシュバック等の無い法人カードをご利用下さい)

【現金決済】

- ① 総額10万円未満の支払いで、振込みによる支払いが困難な場合。(具体的かつ合理的な理由が必要です。)
- (4) 補助金交付決定の取り消し・補助金の返還
- 以下のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。補助金交付決定取り消した場合において、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。
- ① 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けた、又は受けようとしたとき。
 - ② その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは補助金交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (5) その他
- 原則として、事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物品や帳簿類の確認ができない場合、当該物件等に係る金額は対象外となります。事業終了までは故障した場合を含め保存して下さい。

5. その他

(1) 問い合わせ先

本事業に関する問い合わせ先及び提案書類の提出先は以下のとおりです。

公益財団法人さいたま市産業創造財団 企業支援課 担当：平松

〒338-0002

さいたま市中央区上落合5-4-3 さいたま市産業文化センター4階

電話：048-851-6652 FAX：048-851-6653

E-mail：t-hira@sozo-saitama.or.jp

URL：www.sozo-saitama.or.jp